

## 電気通信大学職員研修所使用規程

昭和54年 6月 1日

改正

昭和55年 1月17日 平成16年 4月 1日

昭和58年 7月 1日 平成17年 4月 1日

昭和59年 3月 1日 平成19年 4月 1日

昭和60年 4月 1日 平成22年 7月21日

平成元年 4月 1日 平成23年 2月15日

平成 4年 6月24日 平成30年 3月30日

平成13年 4月 1日

第1条 電気通信大学職員研修所（以下「研修所」という。）の使用は、この規程の定めるところによる。

第2条 研修所は、非常勤講師等公用で来学する者その他の者で総務部人事労務課長が適当と認める者の宿泊及び本学職員の福利厚生のために使用させるものとする。

第3条 研修所を使用しようとする者は、総務部人事労務課長に使用申込書を提出しなければならない。

2 総務部人事労務課長は、使用を許可したときは、使用許可書を交付するものとする。

3 第1項の使用申込書は、使用予定日の前日までに総務部人事労務課職員係に提出するものとする。

第4条 研修所の使用時間及び休館日等は、次のとおりとする。ただし、総務部人事労務課長が特に使用させる必要があると認めたときは、この限りでない。

### 一 使用時間

イ 会合等は、月曜日から金曜日の午前10時から午後9時まで

ロ 宿泊は、午後4時から翌朝午前10時まで

### 二 休館日

イ 日曜日及び土曜日

ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ 12月28日から翌年1月4日までの日

ニ その他大学が定めた日

2 宿泊は、原則連続して5泊までとする。

第5条 宿泊を許可された者は、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程第18条に定める施設使用料を事前に総務部財務課に支払わなければならない。

2 既納の施設使用料は、これを返還しない。

第6条 使用者は、この規程に定めるもののほか、別に定める「研修所使用心得」を遵守しなければならない。

第7条 使用者は、使用日時、人員等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、速やかに総務部人事労務課職員係に届け出なければならない。

第8条 故意又は重大な過失により、研修所の設備、備品等を破損又は紛失した者は、弁償しなければならない。

第9条 使用者がこの規程及び別に定める「研修者使用心得」に違反したとき及び管理運営に支障があるときは、許可を取消し、又は使用を中止することがある。

第10条 この規程に定めるもののほか、職員研修所に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

2 電気通信大学職員研修所使用規則（昭和43年7月1日）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和55年1月17日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。